

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成25年度第2回）

日時 平成26年2月19日(水) 午後2時30分から
場所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 西村 正男 岩浅 美智子 小林 玉青
事務局 入札契約課 岡田課長 宮松課長補佐 野口主幹
工事所管課 水道局 整備課 施設課 建築住宅課
文化課 維持管理課 土木課 農林課
議題 (1) 会長互選について
(2) 平成25年度上半期の入札契約の運用状況について審議

議事内容

〔午後2時30分開始〕

上村総務部長が開会挨拶

事務局

今回委員の皆様は、任期の更新後初めての審議会になりますので、委員の皆様方のご紹介をさせて頂きたいと思っております。（委員紹介。岩浅委員及び小林委員が新任、他の委員は（本日欠席の奥田委員も含）、留任。）

それでは、議題の1番、規定に基づきまして会長の互選をお願いいたします。

※委員による互選により、松原委員を会長として決定。職務代理者については、松原会長による指名により竹下委員に決定。

次の議題に入る前に、事務局の方から最近の状況を報告させてもらいたいと思っております。今年度の米子市の入札執行の特徴的なこととして、入札不調の多発がございます。9月ごろから（入札参加者がおらず）入札が中止になり、呼びかけをしても集まらないというようなケースが出始めました。これは米子市に限らず全国的に発生しているという事なのですが、初めは事務局としましては不安を感じる状況でした。県内でも、全国的にも発生しております背景としては、これまで公共工事が減少し続けている中で建設業者が経営を維持するために人員整理を余儀なくされている所に国の緊急経済対策で一転して大幅に公共事業が増大し、しかし、それに対応する建設業者側の技術者や職員が不足する中で、入札に参加するのであれば県や国の発注も含めてできるだけ利益率のよい案件を業者側が選んでいるのではないかと考えております。他の理由としましては、聞き取りしておりますが、下請けが確保できない、現場条件が悪い、予定価格と合わない、受注減点があるため等も影響しているということが考えられるようです。入札不調の対策としましては、米子市は、工事内容の変更、入札参加要件の緩和等を実施しては、米子市は、県西部総合事務所管内において災害復旧工事への影響が懸念されるようになったことから、県が暫定的に現場代理人の常駐緩和策をとられたこともありまして、米子市につきましても、そういった県の対策に準じて同様な対策を行っているところでございます。本市における入札不調の状況としましては、平成26年1月末での数字ですが発注件数227件のうち中止件数が56件で率にして24.7パーセントになっております。工種としては土木工事が殆どで、4分の1が入札中止となっております。国は全国的な入札不調の原因を、予定価格と実勢価格の乖離によるものと考えておられて、その原因として人手不足と構造的な要因等様々な状況が複雑に絡み合っていると考えておられるようです。

入札中止となった場合、（地方自治法第167条の2第1項）第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」の条文を適用して随意契約で契約を行っている状況でございます。

ですから25年下半期の状況を審議していただく会では随契が増えていると思われま。予定価格と実勢価格の乖離度ということですが、国および県は例年4月に改正する公共工事の設計労務単価を市場の実勢価格に近いよう単価に反映させるために2ヶ月前倒しをして、今月2月から新単価で積算する特例措置を講じることとされ、本市もこれに準じているところで。ちなみに労務単価の上昇ですが国全体では平均7.1パーセント、これは前年と比較して同じです。県内では6.6パーセント引き上げられております。

個別の案件に入る前に、平成25年上期の落札率発生状況を報告したいと思
います。入札審議会資料の3ページをお開きください。半期ごとの推移を載せ
ておりますが、工事入札の発注件数は80件、契約金額は約31億9千890
万円、落札率は91.3パーセントでほぼ前年通りとなっております。工事の
随契につきましては、件数が50件、契約金額は約1億3千400万円、落札率
は94.4パーセントとこちらの方も例年通りとなっております。

続きまして、4ページですが、前回から追加している委託の資料でございま
す。こちらにつきましては、入札発注件数は116件、契約金額が約5億5千
万円、落札率は94.6パーセントで、随契分については、件数が32件、契
約金額は約1千700万円、落札率は前年同期と同じ数字で95.1パーセン
トとなっております。

5、6ページにつきましては、皆様から抽出いただいたものの一覧表を付け
ておりますが、今回から、前々回にご要望がありました辞退者数の集計も載せ
ております。発注状況につきましては以上でございます。

次に、指名停止措置業者の表が3枚ありますが、こちらをご覧ください。抽
出案件をお頼みしたときに一緒に入れていたものです。こちらを報告させて
いただきたいと思います。久々に今年度上期に2社ございまして、1社が機動建
設工業株式会社、もう1社が大成ロテック株式会社でございます。機動建設工業
株式会社につきましては、競売入札妨害で8ヶ月の指名停止期間としました。
大成ロテック株式会社につきましては談合という事で4ヶ月間を停止としまし
た。機動建設工業株式会社につきましては備考欄に、期間は県とは異なると書
かせていただいておりますが、元々この指名停止の要綱は県等に準じた内容だ
ったはずですが、別表の期間について、米子市の場合は4ヶ月以上1年以内で、
県の方は12ヶ月以上36ヶ月以内となっていて、かなり乖離していることが
今回分かり、これは県の方が平成20年に改正されており、米子市は平成17
年に制定したそのままだったということでしたので、まだ改正はしていません
が、県等に準じる方向での見直しが必要かと考えております。期間ですが、機
動建設工業株式会社につきましては、通常は4ヶ月の指名停止期間になります
が、前回の指名停止が平成22年10月から平成23年1月までの期間で、満
了後3年を経過するまでの間に再び指名停止ということで短期の4ヶ月の2倍
ということで8ヶ月と少し長い期間を指定させていただいております。以上で
ございます。

それでは、ここからは、各委員さんからの案件についてご審議をいただく
という事で、会の進行は松原会長をお願いいたします。

竹下委員

その前に、事務局からの報告について質問があるのですが。入札不成立で随
契で対応しているということですが、ほとんど随契で受けているんですか、そ
れとも予定価格が実勢価格に合わないんでそれで入札不成立をして、あとで随
契で対応しているんですか？その辺の状況はどうなんですか？

事務局

全てを随契で対応しているものではありません。設計内容の見直しをして再
公表して入札しているものもございまして。また、工事の時期が悪くて入札参加
してもらえなかったのではと見え、同じ内容で再発注しているものもございま
す。中には4回も発注をしたけれど1社も入札参加がなかったといったものも
ございまして。その案件につきましては、金額も大きく、また、年度末の完成が
見込めないため、議会の承認を得て予算の繰越を行い、4月以降の工期を設定
して発注するという対応をとっています。ただ、大半の工事がそうですが、年
度内にどうしてもやらなければいけないもので工期末が迫っているものにつ
いては、先程説明いたしました第8号の理由を適用して随契を行っております。
ですので、全てが随契という事ではありません。

竹下委員

あまりにも多いんですね。4分の1が成立していないという事なので、今、課長の方から報告がありました。この状況というのは必ずしも言い当てているかどうかは、よくは分からないので、これは56件の内容がどういう状況かと、それは憶測としてはそういうことが。

今列挙された状況を言われるけれども、本当にデータの的にそのような状況になっているかどうか。一説によると予定価格ではとても出来ないから、不成立にして、後で随契ですれば金額が上がるとというのが全国的な公共工事における需給状況になっている訳です。事業者側が意識的に。だから、そこら辺が反映しているかどうかここでも疑問なので、一度ここをもう少し精査をしてみたらどうでしょうか。理由は都合によりと多くが書いてありますが、そういうことではなかなか精査できないので、やはり、業者等と接触をしてもう少し分析できるようにしないと、下期はもっと増えるという状況からすると、やはり工事価格は上昇してくる訳です。そうすると税金の持ち出しが増加してくるという状況になるので、そういう状況については厳しく分析をして対応策を考えるべきだと考えます。そうしないとこのままいけば、このことを理由にどんどん拡大してくるのではないかと懸念をしていますので、一度そういう点も下期を目指して上期の中での分析の基準を作って、それで精査をしてみるといような努力を私はして欲しいと思っていますが、如何なものでしょうか。

事務局

入札が中止になった案件については、一度工事担当課に返します。参加者がいなくなったけど、どうしますかということで。そこで設計を洗い直して再点検をしてもらい、どの様な形で再入札をするのがよいかを検討してもらい、再発注をしております。例えば、安全対策の為の警備員が当初の設計だと少ないと判断されたものは、増員した設計に作り変えたりしています。ただ、やみくもに設計金額を上げる、予定価格を上げるということは当然できませんし、決められた単価表がありますので、それに沿って数字を当てはめていって設計金額をはじめていきます。ですので、参加者がいないので、金額に色をつけるとか、そういったことは当然出来ませんし、実際やってもおりませんが、国のほうで予定価格と実勢価格が合っていないという分析もされており、そういった意味の労務単価もなるべくリアルタイムのものを使うということで2ヶ月前倒しということ、米子市もやってはいるのですが、さっき言われましたように随契にもって行って金額が高いところで契約になっているのではというご批判やご懸念は十分認識はしているところでございますので、検討してみたいと思います。

竹下委員

労務単価が合わないという状況ではなくて、その労働者の賃金が上がっているのかどうかということからすれば、逆に上がっているとは限らなくて、むしろより削減されているという状況の中で、理由として労務単価が実勢と合わないという形をしていて、資料の中で見ますと、中には一般管理なんかものすごく安いという状況もあったりして、その点は危惧しているところなんです。そういう理由でもって、随契に移行するという形については許しがたいという風に考えているわけです。ひとつその点をよろしく願います。

松原会長

今の時点で、先程、県においても同じような事象が発生していると、あるいは他の行政区域においても同様だと、そういった所では、入札の用件を緩和しているところもあるという様な話をされたと思いますが、それは、何か事例があるのでしょうか。

事務局

入札中止になった時に、そういったケースをどうするかということで、緩和をするというのが米子市の対応策でございます。例えば、土木のC級のクラスで発注したところ、参加がなかったといったときには運用幅というものを事前に決めておりますので、プラスB級のクラスにも入ってもらえるような金額であれば、今度はC級とB級が出てもいいですよ、逆に、D級も対象になる金額であれば、C級とD級対象の入札とする、そういった緩和をしているところでございます。

松原会長

それはもうやられてるんですね？

事務局

はい、それはやっております。

松原会長

例えば、受注すると減点というのがございますよね。そういった事もやっておられる。あるいは現場代理とか、というところはどうか。

事務局

受注減点ですか？

松原会長

例えば、一回受注するとですね、評価点数があって、次の応札の時の一。

事務局

はい、総合評価方式の案件についてのみ、工事成績に受注減点というものが加味して、一回落札すると次にはなかなか落札が出来にくいという仕組みを取っております。

松原会長

そういったところを緩和するとか、そういうことはやられていませんか？

事務局

現在のところ、そういったところまでは検討しておりません。

松原会長 わかりました。
入札不調の件についてのお話をいただいて、先程、竹下委員の方からも出ましたけれど、状況の精査をお願いしたいと思います。

竹下委員 それでは、本日の議題でございますが、3点ですね。
新しい人がせっかく来られているので、配布資料の説明を少ししていただいたらいかがですか。

松原会長 そうですね、今日から新しい二人の委員が入っておられますので、いかがですか？こういった資料をご覧になられて、ここからどういう風に問題を提起してという事について。

岩浅委員 全くの、門外漢でして全く建築のことも分かりませんし、入札がどういう風に行われているかということも知識がありませんし、ただ、前任者の主婦感覚の目で意見が言えたら言ってみたらいいんじゃないですかということで、資料を事前に頂きましたが、全部目を通して何が何だかわからない、それで例えば今回も抽出した分で原因が、後ほど詳しい資料が来たら、市場価格があってそれに合わなかったとか、最初のデータだけでは入札の参加人数だったり、辞退されたところとか数値は出ますけど具体的なものが分からなかったのも、その後に選ばなくてもよかったものを選んでしまったんだということがあるんですけども、本来はもっと根本的なものに何か意見を言えればいいと思うんですが表面的な事でしか意見が言えないかなと心配はしていますが、よろしくお願ひします。

松原会長 小林委員はいかがでしょう？

小林委員 私も生まれてはじめてこういう資料を見まして、とりあえず前に頂いた資料を勉強しまして、どのようなものを抽出すればいいのかなと思ひまして、そういう受験勉強的な考え方で、このようなものがおそらく問題とされるのではないかと考えて抽出してみたのですが、そういうものが正しいのかどうか、他の視点で勉強しないといけないのではと思ひました。

松原会長 では、どの案件か、一つ例を取っていただいて説明を頂いたほうがいいでしょう？

竹下委員 事務局 この資料があるので簡単に説明を。仕組みの話なので。
小林委員様からお選ひいただいた3件について理由が何故選ばれたかというものをいただいています・・。

松原会長 個別にではなく、全般的にこういう資料の中で、何が問題になっているのかというところの説明を。

事務局 こちらの建築関連工事に係る公募型指名型競争入札応募条件表の資料をご覧ください。この表を見ていただく事になるのが、工事番号でいきますとNo.7、No.40、No.41で、請負業者名が1社ではなく2社以上でJVという名前がついているものですが、基本的に入札は一つの工事に対して一つの請負業者となっていますが、規模が大きい工事になりますと1社では対応が難しい事もあるため、米子市ではこの表に基づいて金額（予定価格）でJVの線引きをしております。（抽出した案件を例に説明。）

次に、それぞれの設計書がどんな風に作られているか組立てが分かる、体系図をご覧ください。工事は、土木系、建築系に係らず、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4つから構成されています。工事内容によってこの比重が変わってきますので、最低制限価格を計算する時に、案件ごとにこれを拾い上げて計算することになります。（体系図と最低制限価格の計算方法について説明。）

竹下委員 抽出案件に内訳書がついていますので、それが何処に相当するのかという風に説明をしていただくと分かり易いと思ひますが。

事務局 それでは、No.1の抽出案件に当てはめて説明をさせていただきます。（案件の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を抜き出し最低制限価格の計算方法を説明。）この最低制限価格（失格基準価格）より低い金額になると、残念ながら失格となります。

松原会長 というようなかたちできているんですが、例えばそこでNo.1は7社中6社失格しているのは何故ですか？というようなところをお聞きになれば担当の方から詳細な説明がしてもらえるとということです。

事務局

それでは、No.1「車尾二丁目五丁目枝線工事」の説明をさせていただきます。落札業を除いて全てが失格となっている案件です。先程説明させていただいた最低制限価格の算出のためには、その工事がいくら位でできるのかの予定価格が必要で、米子市の工事におきましては、金額を事前公表をしています。最低制限価格については金額ではなく計算式のみを公表しています。金額を出してしまうと、全社同額になりくじ引きになるからです。積算能力の高い業者さんの場合には、予定価格から逆算して最低制限価格を推定するのは可能でございます。何故、最低制限価格の金額辺りに業者さんがかたまるのかということですが、土木工事の様に年々公共工事が減っている中で、受注したいとなるとどうしても、失格しない程度のギリギリの最低制限価格と同額の入札金額に集中する傾向がございます。時には、1千円あるいは数千円違いの金額のケースもあります。これは、逆算計算が可能と言いましても諸経費率等がコマ数パーセントで設定しており、計算途中の端数処理が読みきれないところもあり、結果、最低制限額を下回り失格となる事は珍しい事ではありません。No.1の執行表で、失格基準価格（最低制限価格）税抜きで4千778万円のところ、1千円下回った4千777万9千円が2社、その他は少し開きがあり、結果的に最低制限のライン辺りでない業者が5千200万円で落札されたのがこのケースでございます。

また、失格者の中で備考欄に技術者書類不備とあるのは、入札書と一緒に入れる事になっている工事費内訳書と技術者調書のうち、このケースは技術者調書が入っていないため失格となったものでございます。No.1については以上でございます。

松原会長
竹下委員

ただいまのNo.1の案件につきましては、いかがでしょうか。

私も抽出した案件ですが、ここが一番目に余るんですよ。要するに談合と疑わせる状況なんです。だから本命が一つ残っていて、7件のうち6件が失格をするという。以前はむしろ予定価格を上回った金額で失格をするんですが、最近の傾向としては予定価格に最低制限価格を下回るという形であえて失格をやっている。ちょっと1番だけ出してみたんですが、例えば、立杭工工事の場合でしたら落札業者A社の金額が50万円、1番高いB社は399万8千円、これは落札価格に比べて800パーセントなんですよ。で、逆にするとこちらは12.5パーセントと、こういう風になるんです。管きょ工事の管径200mmの場合でしたら、逆に言うと一番安いところのB社が386万6千円、ところが落札したところは858万円。ということは最低価格を出した業者の214パーセント。それから、管径が150mmでも同じです。B社が368万6千円に対して落札のA社は880万円、B社の金額に対して239パーセント高い。今度はマンホール工事はどうかと見ますと一番安く提示をしたC社は106万7千円、ところがA社は240万円で、C社の225パーセントも高い金額を出しています。一般管理費、これを見ますと一番安いところはD社で、ここはかなりの企業努力の中で一般管理費を抑えている。ところが、A社は248万円、ということはD社の148パーセントも余計に利益を得ている。見積書の中で、ほかに、工事費用を圧縮等すれば当然ここは出てくる。

本来は公共工事でも、落札金額以下で仕上がったら精算すべきなんです。ところが、私はこれを10年やっていますが、実はこれだけしかかからず、これだけ余りましたという形で返した業者は1社もないですね。これは、お金を領収書なしで、何にでも使え、使ったどうかの確証も不要という形でもらったもの一緒なんです。そして、落札した金額に未達で企業努力で工事が終わったら、本来、精算をして返すべきです。そうすると、市の財源に付いて、次の工事で一部充当できる。私はこれが入札制度の本来の姿だと思うんです。ただ、問題は、一度決めたものを、費用が掛からなかったということで返す制度が米子市にあるかどうか、それは私には分かりませんが。

それともうひとつは、予定価格を出した設計者の責任は、甘いそういう金額を出したのではないか、というふうに問い詰められるという可能性も逆に出て来る。しかし、本来で言えば企業努力で出た利益は一般管理費でポケットに入れるのではなくて、本来それぞれの直接工事費から考えて返納すべき、それが良心的な業者だというふうには思うんですが。要するに、グロスの中で金額を決めて後はどういうことか、工事単価、例えば品物を入れるのに何でそんなに差があるかということもあるわけなんです。それは、企業努力で、あらかじめ大量購入して購入原価を下げる、あるいは以前の工事でストックがあるという事でそのストックを使ってそれに充当するという形はあるとは思いますが、こういう状況で見なければいけない。これは、整備課ですか、整備課来ておられますか？これは内訳書が出されて、おそらくお宅の課でも検討されたと思うんですが。どういう様な検討結果でしたか？

整備課
松原会長

私が答えてもいいんでしょうか。
挙手されていますのでどうぞ。

整備課 筋違いかなというか。整備課ですが、入札の内訳につきましては後で各課の方に来ますので、すでに結果が出た後の話なので、内訳を見ますが、私も昨年からこの会に参加させて頂いていますが、いわゆる内訳についての格差についての話は毎回出ているところですが、いわゆる発注機関の方がこれを審査の対象としていないわけですよ。おっしゃられるようにこれを並べてみれば、なんでこう差が出るのかと感ずるところではございますが、それに対して、だからそれが入札そのものに影響を与えるものではありませんので、それ以上のコメントは致しかねるところでございます。入札契約課さんの方からはよろしいでしょうか、私の今の答で。

事務局 先ほど竹下委員さんの方から各工事担当課のほうで工事内訳書の検討はしているであろうというお話が出ましたが、実際にはしてもらっておりません。入札の時に確かに入札書の金額と入札書と工事費内訳書と、総合評価については技術者の調書というものが確かに入っているかどうか、金額、工事名がきちんと記載されているかどうかということを見ながら1件10分位で入札をやっていくんですが、その部分での審査のチェックしかしておりませんので、実際、工事内訳書の各工事の中身についての比較ということは米子市の方ではいたしておりません。それが現状でございます。

竹下委員 有難うございました。毎回毎回こういう形が結果に出てきて、やっぱりここはやばいなという感じを持たれる事はないのかなと、出して任して結果が返ってきたただけだ、ということだけでいいのかなと、むしろやっぱり担当課として、契約課の方に対して考慮すべき事項はあるのではないかなという事を伺いたかったというのが質問の理由なんです。契約課の方に任せているからそちらの方でどうぞという話ではなくて、やはりそれぞれ発注する課が、逆に言えば契約課のような立場で物事を見られるような状況で、それは色々、一回発注して終わりということではなくて、今後もずっと発生するわけですから、やはりそれなりに担当課としても、そういう目で見たいというところが、私の希望なんです。可能でしょうか。

整備課 入札制度そのものに対しての、では今後どうしていくのかという事になるんじゃないかと思うんです。おっしゃられるように、これを並べてみれば誰が見ても、これってどうなのと感ずられる、多少大小があるとしても、ただそれが審査に反映されてないと、これを本当にそこをとらまえていくなれば、最終的な金額だけでなくそういうのも含めて入札というとらえ方をせざるをえないということになりますから、その辺は各課ではそれぞれ色んな思いがあると思いますが、今後の課題と言いましょか貴重なご意見として、この場ではお聞きする以外にはないのかなと感じております。

松原会長
竹下委員
西村委員 よろしいですか。
はい。

事務局 入札で落札した価格よりも経費が少なくなつて沢山利益が出たんだという事になった場合、返すという制度はあるんですか？

事務局 そういったことは、やっております。会社の利益というふうになるのではないのでしょうか。

西村委員 だろうと思います。そここのところで、入札で取ってきちつと契約をして、その金額を企業努力によって抑えることができたなら、それは利益だと、これは動かせないのではないのかなと私は思っています。それで、良心的な会社であればとおっしゃられるけれども、会社というのは良心に従って動いているより、利益のために動いているわけですから、ここで考えないといけない事は、会社は儲けのためにやっているのと、それで、入札もするし談合もするかもしれないということを今の制度の中でどう見ていくかという事だろうと私は思っています。

松原会長 もう一つはですね、やはり最初は入札は公示をして落札者を決めるわけですね、その後落札者が決まって契約ができて、その時に、例えば今回の案件ですと落札業者の（立杭工事費）50万円の金額が先程ご紹介がありました、これで本当にやれるんでしょうかというのが、工事の品質確保に繋がるのではないかと、本当に大丈夫ですかという疑問だろうと思うんです。今の審査の中ではそういうところが問われないわけですが、しかしそういう検討が必要ではないかなというのが委員の懸念されていることだと思っております。そうすると、また大変な作業になるのではないかと感ずられます。やはりどこかでなんらかのチェックが、という検討も必要ではないかと思っております。

竹下委員 ちよつといいでしょうか。

松原会長 はい、どうぞ。

竹下委員 私がいきました、要するに、利益を上回るものは返却するというのは実は事例がない訳ではないんです。米子市ではないです。これは岐阜市だったと思うんですが、返そうとしたら、市は受け取らなかった。ただし、今度は業者間で袋叩きにあって、逆に今度は発注する方が指名を外し、それ以来公共工事はその業者に対しては1件も指名がなかった。そういうペナルティを課した、という事例がありますので、やはりこの問題は、ただそうは言っても、手抜き工事を含めて利益を出して、それでカットするののかということも、やはり一定の利益は当然必要だという風に思うわけです。かつて、一般管理費がゼロというのがありましたね。それは、要するに、賞与、役員賞与を含めて受け取らなかった為に企業として利益を出してというところはいかなかったというのが、確か1件ありました。それは、事情をよく聞いたら、理由として、一般管理費で企業としては改めて利益を求めなくてもそれでやりました、そういうのが議事録に残っていたと思います。ということで、なかなか最低制限がこれだけどんどん上っていくという状況の中では、本当に難しい状況になっている。しかしながら、ここを見る通り7社が出して6社が最低制限価格を下回っている状況、例えば本命以外が立杭工事で50万円出したというのなら分かるんですよ、でも本命が安くて立杭工事をやっているんですよ。そういう点からいけばどうも納得がいかない。下から数字を積み上げてきたのかな、という印象がするわけです。中には辞退というのもあるんですが、7社のうち6社が全て最低制限価格を下回ったというのは初めてのケースで、特に、私はこのNo.1については十分に意見交換したいと思って提案したという状況でございます。

それと同時に、整備課からお話がありました様に、そういう現状で、今、入札契約というのがなりたっている訳ですから、そこら辺をもう少し庁内で前向きな形で少なくとも議論していただけたらいいんじゃないかなと思って、少し発言をさせていただきました。以上です。

松原会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

岩浅委員 今回の最低制限価格が、税抜きで4千778万円とあります。これは先程、計算式は資料を貰いましたが、実際に4千778万円になったという計算、実際の計算数値というのは教えてもらえるものなのでしょうか？

事務局 直接工事費がいくらで、共通仮設費がいくらということですね。

岩浅委員 はい。直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費についてです。

事務局 今手元に準備しているものでは分かりません。金額が全部入っている設計書で計算しますので、今いくらだったかということとは分かりません。

松原会長 個別の金額が、今、データとしてそこにあるかという話ですか。それをお聞きしたいという事でしょうか。

岩浅委員 いいえ、データは当然あると思うんです。実際各企業さんが出されている直接工事費がそれぞれ違いますけれども、実際に市側が失格基準がこれだけですよということを出されたのには、数値が当然あるわけで、その数値がどういうもので、合計して4千778万円になったのかなということが、もし、この中で公表が出来るものであれば教えていただきたいと思います。

竹下委員 一式ではダメよという事ですか。

岩浅委員 はい、それぞれがいくら位かかっているのかが知りたいと思ってです。

事務局 業者さんがそれぞれ、直接工事費ですとか共通仮設費を出しておられて、その内容の管きょ工、立杭工などについても資料のとおり出しておられるんですけども、米子市自体はいくらで積算したかということでしょうか。

岩浅委員 そうです。業者さんのはこの数値で計算すればいくらでも出るわけですから、市が提示している失格基準価格、今回も、先程、竹下委員が言われたように、入札申し込みが7社あって失格になった企業が6社あるという理由がまず知りたかったので、この案件を抽出したんですが、備考欄に今の価格が基準価格に満たなかったからということですよ。その差額から言えば、1千円不足だったとかいう事は見る事は出来るんですが、では、何故、この失格の基準価格が出されたのかという事が、(数値があれば)分かるという事です。

事務局 各設計金額は工事担当課の方から、金額入りのもので当然回ってきますので起工伺いという形で、その段階で直接工事費の計はいくら、共通仮設費の計はいくらというものを、10分の10とか10分の9あるいは3とか4という風に当てはめていって、最低制限が本当は違っていたという事になると大問題になりますので、入札契約課の方でも検算をしチェックして確かに間違いのない状態で、入札に臨みますけれど、今たまたまこの部分の設計書が手元にないので委員さんの方にお見せすることができないという事です。

岩浅委員 計算式は先程のとおりですけれども、予定価格の3分の2以上で設定して、予定価格の10分の8に満たないときは、10分の8とすると書かれていますよね。だから、100パーセントはないのかもしれませんが、予定価格と同じ最低制限価格ということはありませんよね。

事務局
岩浅委員
事務局
岩浅委員

それは、100パーセントになりますので。
それはないですね。
はい。
それよりも下回ったものだから、業者さんは色々自分のところの内訳書から算定されて出されていくんだと思うんですが、以前に資料をもらった時にも、同じ金額で、今も2件3件ですかね、それぞれの管理だったり直接工事費の金額は違うんだけど、トータル的にすると最終的な入札金額が同一のところは3箇所ありましたよね。ひとつはE社さんとF社さんと、それから結果はダメでしたがC社さんは技術者書類の不備で失格になったと、理由は違うかもしれないけれど契約的な部分での金額がぴったり3社一緒ですよ。それぞれの項目自体は、先程から繰り返すようなんですが、違うんだけど、何故か一緒になっているということが、それは実際計算してみれば分かる事なんですけど、たまたまなのかもしれませんが、今すぐそれが知りたいというのではないですが、市側がどういう計算でいわゆる最低制限価格を決定しているのかが分かり辛いと思いますので質問してみました。

整備課
岩浅委員
整備課
岩浅委員
竹下委員

所謂、この内訳書の、市の発注者バージョンが知りたいという事ですよ。発注者バージョンは別に必要ではなくて、仕組みが分かっているの。
米子市が発注した金額のこの数字に10分の何を掛けて、入れていったらこうなるんですよという事ですよ。
そういう事です。途中式が知りたいということです。結果はここに出ておりますので。
一応、そのちょっと前に発注表というのがあるんですよ。例えばこれで行くと、塩化ビニール管というのはどれだけの長さがあるかという形なるわけです。そうすると、1本が4mであるのなら、4mで割って本数を出していくという状況なんですよ。それで、これが購入原価という形でみんなそれぞれ積算をするわけです。あとでその他を掛けますが、私が言っているのは、立杭工が8箇所、マンホール工が二つあって、取り付けますが32という、それぞれ工事するのに、一つ作るのにいくらになるかというのを業者が積算をして、その金額がこちらの方でトータルで一応出て来るという状況なので、今おっしゃっているものは、その塩化ビニール管を1本いくらでみるかというところは、それはなかなか予定価格の中では出せないと思うんで、業者は過去のデータからどれだけのものというのは、みんなパソコンで蓄積してますので、そうすると200mmの塩化ビニール管であったら、今の市場価格はいくらになるのかという事で、おそらく出してきてると思うんです。逆に言えば、沢山購入している所はストックで置いているから、発注本数を少なめにすれば工事原価は少なめになってくるわけで、ここでもって業者はそれぞれの積算をして出してくるということです。

それは分かるけれども、物を買うのに何でこんなに格差が出てくるのかというところで見ていけば問題点が出てくるんじゃないか。ただ、技術的なものとしては、それぞれの業者がノウハウを持ってますから、それだけの対応で短縮をするという形はあるんだと思うんですが、今言われたように、最低制限価格も大体出ていますので、それ以下でという事で、以前でしたら私が穿ってみるのは、こういう形で表に出されるので、失格をせずに、とにかく低い金額を入れて失格でないさえすれば意図的なものが伺われないという見識を持っているのではないかという風に私は見ているんです。だから、敢えて、失格者がどんどんどんどん増えていく、その結果ではないかと私は思います。業者も生き残り策で色々検討するわけですから。今、西村委員が言われたように、いかに利益を出して株主配当を含めてやろうかということですのでそういう状況が出て来る。だから、その格差が例えば一般管理費がゼロ円でも企業努力でやっていると事だって有り得るわけです。でも通常からいけば一般管理費がゼロ円なんてありえない話です。ところが、内訳表の中ではゼロ円でもうちはやりますという、そういう表れになっている訳です。

だから、物を買うのと技術料という関係を見れば、資材購入価格であまりにも格差があるのはどう見たっておかしいという事なんです。

整備課

発言してよろしいでしょうか。事務局さん、岩浅委員のご質問に関しては計算シートを後でお出ししたらいいんじゃないかと思えます。ここで今準備できないという事ですから。

事務局
岩浅委員
事務局
岩浅委員

立杭工いくらではなく、直接工事費いくらという形ですね。
最終的な計算式に入れるだけでできるものです。
先程の4つの項目が、いくら金額だったかということですね。
どれくらいの金額をみて計算をして、最低制限価格が出るかというところを教えてください。

竹下委員 予定価格に対して最低制限価格を、どうやってその数字を出しているのか、そこが知りたいということですね。

岩浅委員
事務局 それは可能ですか、今、手元にないもので。

岩浅委員
事務局 今すぐでなくても、もちろんいいです。

岩浅委員
事務局 後ほど、委員さんの方にはまた別に送らせていただきます。

岩浅委員
松原会長 よろしくをお願いします。

岩浅委員
松原会長 話が色んな方向に行っているんですが、内訳書の会社の中でかなりのばらつきがあることで、それがきちっと積算にあたってるとであれば、最終価格が何故こんなにするのかという、それが非常に疑問があるわけですね。

岩浅委員
松原会長 そうです。何故そうなるのか。

岩浅委員
松原会長 それで本当に工事が出来るんですかというお話ですよ。品質確保というところで、守れるんですかということですね。色々ご提言がありましたので、少し検討の方をお願いしたいと思います。時間もだんだんと経過しておりますので、少しでも前に進んでいこうと思います。では、次の案件はいかがでしょうか。

竹下委員 ちょっと事務局に聞きたいのですが、落札率はどういう形でデータを出しておられますか。これは、落札価格を予定価格で割られたんですか？それとも最高入札価格で割られたんですか、どちらですか？

事務局 落札価格を予定価格で割ります。

竹下委員 そうなると落札率が違うものが何件かあるようですが、これについて精査をされたんでしょうか？

事務局 もし仮にこれが違っているとすればデータを・・・

竹下委員 切り上げの問題もあるかもしれない。

事務局 1パーセントとか違っていませんか？であれば、これを作るときデータのもってき方を間違えたということだと思います。

竹下委員 だから基本的には落札価格を予定価格で割ったのが落札率になりますよ、ということですね。

事務局 そうです。

竹下委員 それをちょっと確認をしておきたいと思ったんです。で、四捨五入ですか、切捨てですか？

事務局 四捨五入です。

松原会長 よろしいでしょうか。では竹下委員の抽出されたNo.7を。

竹下委員 それともう一つ、No.1についてですが、辞退をした業者がどれだけの工事を、それ以後請けているかということを見ますと、1番のA社が本命で受けていますが、失格となった6社も、わずか2ヶ月ないし3ヶ月で別の工事をしっかり受注しているんです。落札しているんですよ。そうすると、もともと1番のところというのは、出来る金額を考えてみましても、そんなに現場管理者を置いてやれるということは当初から伺えない。どこを取りたかったのかなあと、取り敢えず、エントリーだけやっておこうかなと、そういう形で、実際に応札するときには辞退をする、もしくは最低制限価格を下まわるものを出してしまう、という状況をやっているのではないかなあと、穿った見方をしているんですが、事務局はどうお考えですか。業者の勝手でしょうということでしょうか？

事務局 No.1の入札は、時期は4月なんですけど年度当初ということで、総合評価でございまして、金額と会社の成績と、技術者成績それと受注減点というものがございまして、先程、竹下委員さんが言われた、他の業者が取られているというところは、まだ受注減点がないと横一線なものですから、あとは金額をどのくらいまで下げるかという事と、その会社で出しておられる技術者成績であつたり工場の成績であつたりと、自分のところのどの職員をこの工事に充てていって、じゃあ金額はいくらでとすると、今の段階では受注減点がゼロだから取れるかなあ、といったところで、どこの業者さんもやっつけられていると思います。1度取ってしまえば、受注減点のマイナスの要素が影響されますので、2回目、3回目というのは中々すぐには取れないというのが、総合評価方式に最近、受注減点を入れた目的ということでもございまして、そういう風に、順番とっては何ですが、技術者の点数が高くて、金額もそこそこで最低制限価格にもってくれば、あとは技術者さんの成績が高い所、それと受注減点が無い所が取れていくんだという風に見ております。

竹下委員

そこはなかなか憶測が難しいんですが、私が業者になっていこうとすれば、そういう状況の中で、むしろ辞退だとか最低制限価格を、今、総合評価で受注することによってペナルティが、減点加わるならば、減点されないところで取りたいという、そういうところで、No.1はパスするかももう少し金額が大きいところを本命で取った方がいいかな、というような思惑があるのではないかなど。となると、事実上の談合と一緒に私は思うんですね。1社しか残らなくて、あと6社がみんな最低制限価格を下回るということで失格を作る。失格を作るという形はどうしようもないんですね。辞退だったら、まだ、最初からエントリーするなよと言えと思うんですが。そこら辺が、巧妙に対応されているとしか思えなくて、この事をとにかく問題にしておかないと、これが横行してくると非常に困るといって敢えて言っている訳で・・すみません、ひとつそこら辺りを考えていただいて・・もう何回も談合に直面しているものですから、穿った見方しかできなくて。

要するに厳しいわけですから、できるだけ公共工事をまんべんなく市内の業者に出して、地域へ還元していこうという、そういう状況からすればですね、やはりどうかあとという気がしているわけです。私も、今回、一つ提言できなかったんですが、総合評価の本来のあり方というのはどうなのか、地域貢献というものを本当にどういう風にやっているのかということも次回提案したいと考えていますので、今の様な総合評価の方式というのは非常に不十分だし、恣意的な面もあるので、そこをどういう方法でやろうかということをお互いに検討してみたいという風に考えています。

西村委員

ではその話の関連で考えますと、No.1は希望型と書いてあるので工事希望型指名競争入札という方式ですね。そうすると何社が希望を出して指名がこの7社だったわけですか。

事務局

資料を付けておりますが、建設工事請負業者指名票の業者が全て、手を挙げられた方です。

西村委員

これが指名された業者ですか。分かりました。

そうしますと、この希望型というのは、申し込まれたら指名はされるというものでしょうか。

事務局

金額によりますが、これは総合評価でございますので、手を挙げた皆さんを指名するという事になっております。総合評価以外につきましては設計金額により線引きしており、例えば1千万円未満だと8社、それを超え7千万円未満だと9社を指名しております。

松原会長
西村委員
竹下委員

よろしいでしょうか。

はい。

では7番ですが、ここはくじなんですね。たまたま、先程、岩浅委員が指摘されたようにこんなにぴったり合うのかなと、そうすると、どこで調整したのかなというところが伺える状況です。逆に言いますと、7番の工事内訳書を見ていただきますと、落札業者の一般管理費が2千137万7千円、ところがその右側の業者を見ていただくと391万5千円で、これだけ開きが利益においてある訳ですね。最初から我社はこれだけでいいよ、という話だとは思えなくて、何処で金額を調整しているかという事になると、ここを調整しているのではないのかなと考えます。少なくとも、これだけの金額でピッタリという形は、総額だけ決めてあとはどの様に数字を入れていくかという事で決めているんじゃないのかなと。ただ、これがくじ引きなんで、これが談合だという風には言えないと思いますが、これだけのものがピッタリになれるのかなという事が非常に疑問なんです。事務局に言ったところで、(業者が)この金額を出されたんでという事になるので、コメントは求めません。もっとも、業者を呼んで一つ一つ聞いてみれば違うかもしれませんが。

ここなんです、私がずっと言っているのに、資材購入費で格差が出ているという形で、どこから資材を購入するのかということも、購入先リスト等を出さないと、A社については同じ物品がこれだけの単価で出ている、B社についてはこれだけ単価が上がっているという形で無い限りは、やはり購入額などでこれに全部プラスアルファ付けて金額を出しているという風には考えられないのですが。ただ、技術力だけで評価をするという形になったら、確かにそれはありうると思うのですが、資材購入費でこれだけ格差が出てくるというのは、私は納得できないという事なんです。しかもひどいのはケタが違うという状況でして、1億2千126万4千円と1億2千126万3千円と、千円違うだけの状況で、工事の積算をする上で積み上げていって千円しか変わらないという事は明らかに何らかの工作が加えられていると見てもいいのではないかと、私は感じている訳です。ただ、談合とは言えないけれど、不自然と考えておりますので、これを先程整備課でお尋ねしたような形でそれぞれが予定単価をはじいているのでそれと十分照合してみる必要があるのではないかなと、そうすると、最低制限価格の有り方自体も少し変わってくるのではないかなと、予定価格イコール9割という形に最低制限価格で数字をはじき出すということではなくて、もう少し別の方法があるのではないかなと思います。

ただ、JVの場合は下請け、孫請けが入りますので、しかもJVを組んでいる大手と地元との関係というので一蓮托生グループになっていますので、これが別の下請けを入れることではほぼ無いので、大手のここが取ったら下請けに何処が入るのか大体そういう約束事が出来ていて声も掛ける。そうすると、逆に言うが一番談合がやり易い状況が出てくる訳です。ですので、今言われているのがJVのあり方をどうするのかということところが、全国的には問題になっています。今一番談合が根源になっているという風に、私が属している市民オンブズ辺りで全国で、そういう工事単価の開示請求をやった中でそういう事が出ている状況で、このJVについてはもう少し細かく精査する必要があるのではないかと考えており、そのためこれを抽出させていただいた状況です。

また、去年から見るとくじが少し減ってきたというのは、伺えますが、そのかわり最低制限価格を下回る業者の数が増えてきたというのが実態だと思います。それで何でだろうと中を見てみようかなと抽出をさせていただきました。これについての事務局のコメントはいいです。

整備課

回答してもいいですか。積算の話なんです、毎回同じ話になりますが、以前の議事録でも答えていると思うのですが言わせていただいてもよろしいでしょうか。

松原会長
整備課

どうぞ。

発注機関が持っている積算システムを各業者さんは持っておられて、先程、1点目は千円の違いに同じ金額になるのはおかしいのではないかと質問でしたが、予定価格から電算で逆算していくとピッタリになるんです。これはおかしい事でもなんでもありません。

竹下委員
整備課

入札額という形で出て来るという事ですよね。

はい。ですから、そこであまり差異がないという事に関しては、今問題にされているそれぞれの項目、例えば管渠工、立抗、仮設いくらということで積み上げていけばそれぞれの特色が出るんでしょうが、今、入札の前提がその内容については一切触れていないという事ですから、その結果だけ出ればいいという事であれば予定価格から逆算して行って、それだけが出ればいいと、そこについてはその企業の信頼性という点では、確かにおっしゃられるとおりありますが、そこが問題視されていない以上はですね・・・。

竹下委員
整備課

毎回出るという事ですね。

はい。

ちょっといいでしょうか、7番でいいますと、落札したのは2社になっていますが、くじ引きにならなかった、それより高い金額を入れた会社というのは千円違いで4社あるんですよ。何故こういう事になるかということ、米子市が提示したのから逆算すると、千の位の金額が3か4が正解だと、ちょっと計算力のある会社だとわかるんです。ですから、計算力がある会社が入ってくるとこういう事は必ずある現象ですので、金額がピッタリになったりくじ引きになったりするのとはおかしいのではと言われるところについては、これはおかしい事ではないと思ってもらった方がいいと思います。

松原会長

それとですね、積算の内訳表が出た時に、どの社も同じものが出てこないのですか、それによって最終価格が本来あるべきでしょう、という話ですよ。

整備課 本来、そういう逆算ではなくて下からの積み上げで、管渠、立抗、現場管理費、一般管理費がいくら、だからこの金額ですというのが本来あるべき入札額であるはずですが、実際は、工事を取るためにはどうしても取れないので、逆算して入札額を決めて、それに合った形で、管渠費、現場管理費等に金額を割り振っていつているので、逆なんです、計算の仕方は。だから、おっしゃられているとおりで、パソコンをたたいてそれなりの計算をした会社は米子市の設計に近い内訳になっているかもしれませんが、あまり深く考えずに最後の金額だけ合わせて途中の金額を適当に入れる会社は、他の会社と全然違って何倍も違う、内訳の部分的なものを見るとこういう事が起こり得るんです。

課長 先程、3千円か4千円かという千円の違いの話が整備の方からも出ましたが、3千円辺りが失格ラインと積算された場合、失格かもしれないという覚悟で3千円を入れられ、また、安全策をとって4千円と入れられたのかもしれない、くじ引きになるかもしれないが、といった事がある中で、下のほうから積み上げて行って最低制限価格を算出すべきということですが、どうしても最低制限ラインで勝負をしなければいけないということだと、最初から積算ソフトを使って最低制限の価格を算出され、失格やくじ引き覚悟で、千円の位を決められるということになるようですので、今回はそれが3千円か又は4千円にするのかを検討されたケースかなと入札契約課では見ておりました。

松原会長
小林委員 ということで、小林委員は初めてのお話でしたがいいのでしょうか。
今のお話は、よくわかりました。ありがとうございます。すごく気になりましたのが、その積算ソフトウェアなるものは、どの様なシステムで千円のズレを出してくるのもので、それは市販されているものなんですか。

整備課 私も詳しく聞いた訳ではありませんが、ある程度積算できる様なソフトを、ちょっとした業者さんなら持っておられる、ということは、おそらく市販されているんだなと思っています。

出席者 市販はしてあります。業者は持っていて、それで計算をしているというのは聞いています。

整備課 確認したことはございませんが、今、申し上げたのが、それが是か非かは置いて置いて、こういう結果になるのはそういう背景があるんですよとという事をお分かりいただけていないと、何回議論してもなかなか前が見えない話であろうかと思つての事でした。

松原会長 そういうような背景もあるということですね。今の案件はよろしいのでしょうか。

竹下委員 毎回ご指摘があったような形でここでやっていて、談合情報が寄せられた時は、6年位前だったと思いますがその時のヒアリングでは、うちはパソコンを使う技術者がいないので云々という様な話は確かOKしたという事ではあります。今はどこでも入れているわけで、そうであるならば内訳書が何故手書きで出てくるのか、という事が逆に、もう一つ、毎回私が言っているんですが、特定の業者は、例えば32番のところを見ていただくと、いつも私がやり玉にあげるんですが、業者の名前を出して申し訳ないんですが、A社やB社はいつも手書きでなんです。あれだけの会社の規模でパソコンが無いとは考えられないんですよ。当然パソコンでソフトを使って出していたら、その金額は、今フォーマットを全部一緒にしていますから、前は別々に訳が分からない様な内訳書でしたが、要望を出して、今のように統一してもらいましたから、いくらでも出てくるんですよ。何故敢えて手書きをするのかという、手書きで落札をしたというのは、私は余り記憶がないんですよ。

そうすると、今言われたような形で、とにかく入札には参加するけれど本命ではないという形が有り得るのではないかな、とそういう事も加味しながらこの問題では、やはり、同一金額というのはそういう大きな弱点があるよ、という、そういう話です。逆にいうと、千円以下を切るから問題ではないのかなと、下2桁の百円の位で出したらどうなのかなと、百円単位で同一になるのかなと、逆に言うとどうなのかなという気がしているんです。

(午後4時20分で部長退席)

松原会長
事務局 今日の会議の終了時間の表記がありませんでしたが、何時迄でしょうか。
2時間程度の会議と皆様にはご案内しております。本日の会議は2時半からですので、4時半迄で、あと10分程度という事になります。

松原会長 委員の皆さんから、色々挙げていただいておりますが、これだけはこのの
事務局 少し前にお話しましたが、小林委員さんから、選ばれた3件についての選定理由を付けていただけていて、何故そうなるのかを知りたいということでしたので担当課から説明をお願いしたいと思います。

竹下委員
事務局 抽出した根拠ですね。
そうです。小林委員さんが抽出された3件は、まず、皆さんが選んでおられたNo.1です。これは終了しています。

2件目がNo.118の本庁舎2階南側空調機取替機械設備工事で、参加者数も多いが失格者も多くなったその理由を知りたいという事、それから、No.G111の米子市道路台帳更新業務委託で、これは随契としては金額が大きい、道路台帳データとしては一般的なものかどうかを知りたいという、3点でございました。

No.1は先程お話が出たところでございますので、次のNo.118についてですが、お手持ちの表の裏頁を見ていただくと、左側に指名票、右側に入札執行表がありますが、最低制限価格により6社が失格となっており、また、申込者13社中2割の2社を非指名とし、11社を指名としたもので、入札参加者の多さと失格者の多さについて、何故かというご質問です。入札の申し込みが多いという点は、米子市では工事希望型指名競争入札が一番多く、この工事もそうなのですが、参加者が基準数を超えて多数申込がある場合、申込者の2割にあたる業者を指名しない、2割非指名制度というのを適用しております。この制度というのは希望者多数の場合は入札としての競争性というのが十分に確保されているということから工事成績がよい業者、まだ受注をしたことがない業者等を優先的に入札参加させようという趣旨のものでございます。また、最低制限により失格ということでお手持ちの表の右側を見ていただきますとこの案件の最低制限価格税抜きで71万8千円で、これを下回っている場合は失格となっております。予定価格は金額を公表していますが、最低制限価格は式だけを公表していて、失格となった業者さんは、先程の4項目で割り振ったときに積算を誤ったのではないかと、先程来ていました積算のソフトを買われているかは分からないんですが、最低制限ラインを見誤った業者さんが多かったなど、入札契約課では見ております。

2割非指名はそれ程件数はありませんが、この工事自体が工事費金額の割に工期も短く、又経費も少ないというところが業者さんが好まれたんじゃないか、そういう種類の工事だったので参加者が多かったんじゃないか、そして、落札したいという事で、先程の話で、最低制限に掛からずになるべく低い金額でと計算された結果、最低制限で失格される業者さんの方が多かったという事だと思われま。

小林委員 これからの認識としては、希望型であれば、参加者数が多くて人気がある工事であればあるほど最低制限価格の前後での競争になって、失格者数が比較的増えるという事の間違ってないでしょうか。

事務局 そうですね、多分そういう傾向にはなるかと思えます。

松原会長 よろしいですか。その他に何か。

西村委員 よろしいでしょうか。

松原会長 はいどうぞ。

西村委員 公表されている予定価格から最低制限価格をパソコンで算出するソフトがあつて、業者は持っているらしいと、それでやっているのではないかと話ですが、市販されているのなら市も購入されたいかがですかという事なんです。

整備課 パソコンで積算というのは少し誤解が生じたようで、私共の言い方が悪かったかもしれませんが、最低制限価格の計算方法が公表されていて、その式自体は難しくない、市が公表している金額があつてその計算式さえ理解していれば、パソコンがなくても計算できます。先ほど言ったパソコンで積算というのは1本の設計を組むのに必要な設計ソフトという意味で、そういう物を使って業者さんが積算をすれば市役所と同じ積算ができるのではないですかという意味で言ったものです。パソコンが無くても最低制限価格の計算はできます。

水道局 すべて公表されていますので、あとは直接工事費、経費各々がいくらかということが分れば全て計算できます。設計の方も積算基準に従って全て計算していて、価格についても全て公表されていますので、殆ど価格が分からないという事は実は土木工事については逆にない事で、分かっている業者の方が信頼性が高いということになります。先ほどの積算ソフトの関係ですが、最低制限価格でいかなとなかなか落札ができないという事があつて、その補助的なもので、インターネットを見られると分かりますが、ソフトの種類は沢山出ていて、どれを選ぶかは業者さんの勝手なんです、そういう状況です。

小林委員 積算体系の中にある殆どの経費は公表されていますか。

水道局 はい。

小林委員 では、誰がやっても出来るという事ですか。

水道局 はいそうです。ただ、特殊製品等があると変わってきますが、土木工事においては殆ど変わらないという事です。

松原会長 いかがでしょうか、その他に、これだけは今日聞いておきたいという事がございましたら。

岩浅委員 よろしいでしょうか。

松原会長 はいどうぞ。

岩浅委員 No.G 1 4 3 番を抽出したんですが、本当に素朴な疑問で的を射ていないかもしれませんが、予定価格が約 4 9 4 万円に対して入札の申し込みが 9 社あり、その内 1 社が無効になっていて、残った 8 社の内 4 社が予定価格が 5 0 0 万円に満たないにもかかわらず入札金額が 1 千万円以上の金額を提示している、ということは、これは何を意味しているのでしょうか。これでは当然予定価格を相当オーバーしますよね、入札が不可能という事ではないのでしょうか。

事務局 今までも予定価格の公表についての話はさせていただいていますが、この No.G 1 4 3 番は基本設計業務委託でございますので、工事ではございませんので事前に予定価格は公表しておりません。事後公表ですので、市が持っている予定価格は業者さんには分からないという状況の中で積算されるので、とても高い金額であったり低い金額であったりと金額がまちまちになったという事でございます。

岩浅委員 分かりました。有難うございました。

竹下委員 ここでの無効というのは何でしょうか。

事務局 入札に関しての記載事項について、内容が充足されていなかったというケースでございます。入札書を封書にして表面に工事名、工事場所、会社名、代表者名等を記載する事と注意事項に記載していますが、この部分について記載がなかった為無効扱いにさせて頂きました。ちなみに、金額はとても高いものでございました。

竹下委員 ここで言うのは、予定価格が非公表だからこれだけ高い金額が出て来ると、本来でいけば予定価格を上回った場合は失格になると思えますが。

事務局 業務委託に関してはこういったケースがあります。

竹下委員 業務委託だから、設計業務だからそういう事が言えるということですね。続いていいでしょうか。

松原会長 どうぞ。

竹下委員 ここで該当するかどうか分かりませんが、盛岡市の入札監視委員会が発注者側に改善を求めたという記事が出ています。これは 2 0 1 3 年 1 1 月 7 日盛岡市発注の工事落札率が 9 4 % であるということで、監視委員会が改善を求めるとい意見書を発注側に出したという記事でした。オンブズのずっとこういう談合問題を専門に扱っているチームが全国の一般記事から抽出をして、談合に係るものを一連に出して、全国の各オンブスに公表しているという記事です。それによりますと、落札率が非常に高いところ、9 5 パーセント以上なら談合の疑いがあるというのが業界の常識である、従って、平均値でこの高さは問題があるということで入札制度の改善を委員会が求めたという事です。

そういう事になると、今日配られた中で、それぞれのところで、合計の加重平均でその金額を上回っている所は、ほぼそういう点を予測できるのではないかといい事ですね。工事入札でいきますと、今日の資料の 3 ページ、加重平均で随契のところでは、9 5 . 4 パーセントというのが出ていますので、これに照らし合わせますと、これはもう談合に匹敵するという見解でもいいんじゃないかという事なんですね。非常に中ではバラツキがあって、9 9 . 数パーセントというのは論外、中には随契で 1 0 0 パーセントというのもあります。私はずっと焼却炉に関するデータを毎回もらっていて、過去平成 1 8 年からのデータを打ち込んで、現在、数値を出そうとしているところなんです、時間切れで今回には間に合いませんでしたが、次回は提出できると思えます。

こういう状況の中で、最低制限価格が上がってきたという事によって、工事費が増大してきている状況が伺えます。そういう中でも、盛岡市では一般競争入札 1 1 6 件の内、落札率 9 9 パーセント以上というのは 1 4 件あり、最高は 9 9 . 9 パーセントだったという事なんです、米子市の場合は 1 0 0 パーセントというのがありますので、これは業者が出した金額をそのまま受け、それで落札をしたという事なので、1 0 0 パーセントになるということだと思えます、ただ、予定価格に対して 1 0 0 パーセントというのは今いち分からないんですが、そういう状況で各発注者側についてもそれぞれ努力はされているとは思いますが、当米子市においてもこの 1 0 年来ルール検討をされて、改善策に取り組んで、それなりに成果を上げてきているというの伺えますが、委員会としては、一番に適正かどうかを判断をする場合に、一つの尺度としては全国的にみてその金額というのはそういう傾向が伺えるのではないかと、ということ。ただ、監視委員会が言っているのは、電子入札でも談合の危険性は残るので、落札率の低い自治体の取り組みを参考にして欲しいと、盛岡市に注文を付けているんです。じゃあこういう点では具体的に何がどうかというまでは記事には出ていませんが、委員会が果たす役割というのは、そういう注文ができるような委員会になりたいなと私はそういう風に考えています。

今日、各課から来ていただいておりますが、もう少し委員会としてこういう点を踏み込んで欲しいとか、そういう状況がありましたら私達におっしゃっていただければ、誰がそういう点を発言したかは当然秘密にしますので、そうして精度の高い入札制度に取り組んでいけたら、第三者委員会としての責務が果たせるのではないかと考えています。

従って、我々が注文した形を行政として応じることができるかどうか、例えば最低制限価格を90ではなくて85に下げるとか、少なくともそういう様にしないとなかなか落札率の低下というのは、こういう世情の中からむしろアップするのではないかと考えています。その辺りの対応をどのようにするのか、要するに不調で終われば当然その工事を希望した地域住民に約束を果たせないという状況もあるでしょうし、行政としてもかなり苦慮するところもあると思いますが、そういう点で一番いい方法でできないかなと考えています。今後ともそういう点で、発注側でも一層精査していただいて、かつて談合情報が寄せられた時に課においてデータ化して、それぞれの工事費内訳に伴って比較されているんですね、もう資料は廃棄されているとは思いますが、そういう風に課としても分析をされているというのが過去にありましたので、その様に、それぞれの課でも前向きに検討していただければ、全体としてもよくなるんじゃないかなと思います。その点どうでしょうか、会長、委員会としてもその様な注文を付けるような事の必要性を一度検討してみたいかと思いますが。

松原会長

竹下委員の熱い思いを汲み取りいただきまして、そういう形で、色々な情報の提示、或いは整理があってもいいかなと思います。多少ご負担にはなると思いますが、それをお願いしたいと思います。

それから、もう少し踏み込んだ審議をしてもいいのではないかとのお話がございましたが、その辺り、我々の審議会がどこまで承知をするのかということもあると思いますし、規則をもう少し考えてみるのもいいのではないかというお話ですね。基本的には審議会で答申をしてという事になりますので、最終的には米子市がお決めになればいい事でしょうから、そういう事で、少し我々も考えるところがあるのかなと問題提起いただいてもおります。整理をよろしくお願いいたします。

西村委員

質問を二点よろしいでしょうか。盛岡の意見書というのは市を通して入手することはできるのでしょうか、正しい文章そのものを。

竹下委員

盛岡市に照会を出せばおそらく入手はできると思います。

西村委員

意見書は私たちの勉強になる事かなと思ったりしますし、もう一点教えてもらいたいのは、入札にあたって入札書を受け取ったり、最低価格で落札された業者とやりとりの事務をなさるのは分かりますが、その他に、談合がありはしないかという角度からそれを見たり点検したりするような職責を持った職員を配置されているんですか。

事務局

そういった職責の職員の配置はありません。

西村委員

それは、先程竹下委員が言われた過去の業者別の統計等の作業なのかなと思ったりするんですが。

竹下委員

談合情報が寄せられた案件について精査をする中で、担当課がそれぞれをグラフ化して、これだけあるのは課としてもどうかなというようなお話があった訳で、ただ、談合情報が寄せられない限りはそういうのではないけれど、少なくともそういう積み重ねや努力をしてほしいなという思いがしているんです。

加重になるかとは思いますが、やはり、税金を使うという事なので、その点では十分な検討と、そういう心積もりであたってほしいなと考えているところです。

本当は、儲けすぎたからお返ししますという事で受け入れるところがあれば、一番いいんですけれども、栃木の業者を見たらどうも指名から外れてそれ以来1件も発注者からの指名はないというペナルティをもらっておりますので・・・必要なら資料は持っておりますので・・・

松原会長

はい。それからですね、岩浅委員と小林委員には、例えば入札の方式の説明あるいは入札の仕組み等の資料も必要ではと思いますが。

事務局

既に個別に資料の配布と説明はさせていただいております。

松原会長

そうですか。それでは、よろしいでしょうか、皆さん。時間が少し超過しましたが、我々の審議につきましては、今日のところはこれまでという事で、後は事務局の方で何かありますか。

事務局

冒頭で話をさせていただきましたので、その他についてはございませんが、確認という事で、No.1については金額を出させて頂くという事と、先程盛岡市の入札監視委員会の資料については、竹下委員さんから資料をいただきましたので盛岡市さんに連絡を取りまして、手元に届いた時点でこちらの資料も送付させていただきたいと思っております。

松原会長

私は鳥取市の方の審議会にも入っておりますが、やはり同じ様な状況で、入札不調、辞退がありまして、これは下半期のデータで出て来ると思うんですが、非常に頭を悩ましていう事ですね。もう随契にならざるを得ない。お願いをするという話になっているんです。これが急激に発生してきた事象ではあるんですが、この審議会の中でですね、次回はそうした意味合いでかなり厳しい話が出てくるのではないかなという気持ちではおりますが、情報は早めに委員の皆さんに送っていただいて、検討する時間がいただければと思います。

それでは、長くなりましたが、本日の審議会は終了いたします。今日は関係の各位の皆さんも有難うございました。